

自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しています。なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しています。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:百万円)

項目		平成8年3月末	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末
基本的項目	資本金 うち非累積的永久優先株				739,575	739,584
	新株式払込金				250,500	250,500
	資本準備金				643,080	643,080
	うち非累積的永久優先株				250,500	250,500
	連結剰余金				199,744	242,373
	連結子会社の少数株主持分				597,816	578,865
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券営業権相当額()				556,990	531,070
連結調整勘定相当額()						
計 (A)		1,977,312	1,984,084	1,948,632	2,180,217	2,203,904
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額	510,910	310,912	—	—	—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			168,539	128,588	126,143
	一般貸倒引当金	126,568	134,509	176,898	348,087	365,408
	負債性資本調達手段等	1,307,068	1,427,090	1,495,837	1,625,356	1,652,889
	計	1,944,547	1,872,512	1,841,275	2,102,032	2,144,442
準補完的項目	うち自己資本への算入額 (B)	1,944,547	1,872,512	1,841,275	2,102,032	2,144,442
	短期劣後債務 うち自己資本への算入額 (C)			—	—	—
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D)	—	—	10,000	—	—
	自己資本 (E)	(A)+(B)+(C)-(D)	3,921,859	3,856,597	3,779,908	4,282,250
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	37,966,452	39,126,426	36,066,324	35,546,530	34,744,749
	オフ・バランス取引項目	4,633,158	4,947,213	4,347,752	3,180,251	2,510,855
	信用リスク・アセットの額 (F)	42,599,611	44,073,640	40,414,077	38,726,782	37,255,604
	マーケット・リスク相当額 (G)			518,537	357,087	221,112
	に係る額(H)/8%			41,483	28,567	17,689
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)			41,483	28,567	17,689
計 (I)	42,599,611	44,073,640	40,932,614	39,083,870	37,476,716	
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(I)×100		9.20%	8.75%	9.23%	10.95%	11.60%

(注) 本表の資本金(平成11年3月末:739,575百万円、平成12年3月末:739,584百万円)は、連結貸借対照表上の資本金752,848百万円から自己株式(平成11年3月末:25百万円、平成12年3月末:16百万円)及び子会社の所有する親会社株式13,247百万円を控除したものです。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:百万円)

項目		平成11年3月末	平成12年3月末
基本的項目	資本金 うち非累積的永久優先株	752,823	752,832
	新株式払込金	250,500	250,500
	資本準備金	643,080	643,080
	うち非累積的永久優先株	250,500	250,500
	利益準備金	101,079	105,619
	任意積立金	145,539	165,535
	次期繰越利益	27,701	32,988
	その他	556,741	531,070
	営業権相当額()		—
計 (A)	2,226,965	2,231,125	
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額		—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	127,625	125,180
	一般貸倒引当金	318,714	357,574
	負債性資本調達手段等	1,623,356	1,651,168
	計	2,069,695	2,133,922
準補完的項目	うち自己資本への算入額 (B)	2,069,695	2,133,922
	短期劣後債務 うち自己資本への算入額 (C)		—
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D)	35,766	53,766
	自己資本 (E)	(A)+(B)+(C)-(D)	4,260,894
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	32,400,638	31,682,488
	オフ・バランス取引項目	3,173,696	2,787,025
	信用リスク・アセットの額 (F)	35,574,334	34,469,513
	マーケット・リスク相当額 (G)	105,462	110,350
	に係る額(H)/8%		8,828
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	8,437	8,828
計 (I)	35,679,797	34,579,863	
単体自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(I)×100		11.94%	12.46%

(注) 本表の資本金(平成11年3月末:752,823百万円、平成12年3月末:752,832百万円)は、貸借対照表上の資本金752,848百万円から自己株式(平成11年3月末:25百万円、平成12年3月末:16百万円)を控除したものです。

(補足)

「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び、「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」中の「その他」には、以下の2件の優先出資証券が含まれています。

発行体	SB Treasury Company L.L.C.("SBTC-LLC")	SB Equity Securities(Cayman) Limited("SBES")
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融監督庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融監督庁の事前承認が必要)
発行総額	18億米ドル	3,400億円 (Series A-1 3,150億円) (Series A-2 50億円) (Series B 200億円)
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) 当行につき、清算、破産または清算的会社更生が開始された場合 当行優先株 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 当行優先株 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合
配当制限	規定なし	当行優先株 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注)4} 。
残余財産分配請求権	当行優先株 ^{(注)2} ・永久劣後債務と同格	当行優先株 ^{(注)2} ・永久劣後債務と同格

(注) 1. 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率/Tier1比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(a.清算事由 清算、破産または清算的会社更生 の発生、b.会社更生、会社整理等の手続開始、c.監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行優先株の中で最上位の配当優先権を有する優先株。今後発行される優先株を含む。

3. 本優先出資証券

SBESが今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. 配当可能利益制限における「残余額の範囲」

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

なお、SBES以外の当行連結子会社が、今後本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行した場合は、本優先出資証券と案分配当証券の配当予定額の合計が上記残余額の範囲内でなければならない。